

を請うこと。秀吉は、弟秀長とこのような細やかな連絡をとりつつ、豊前地方支配の方策を固めていった。

黒田孝高の中津築城は、このとき既に構想されていたと考えられる。

九州分目

九州分目 六月七日、箱崎八幡宮まで戻ってきた秀吉は、二〇日余り、ここにとどまり、博多の町割りをし、バテレン追放令を出し、筑前国以下の仕置きを行つた。すなわち、小早川隆景に筑前一国と肥前・筑後に二郡ずつを与え、秋月種実の子種長に日向財部三万石、立花統虎に下筑後三郡、討ち死にした高橋紹運の子統増に筑後三池郡を与え、筑前のそれぞれの旧領を明け渡させた。

香春岳に拠った高橋元種は日向国(あがた)の県(延岡市)へ移した。七月三日、赤間関へ渡海したあと、秀吉は豊前の仕置きを発表し、八郡の内、京都・仲津・築城・上毛・下毛・宇佐の六郡を黒田孝高に、企救・田河二郡は毛利壹岐守吉成に与えた。ただし、妙見岳・竜王両城知行分は秀吉蔵入地として除かれた。

第二節 黒田氏の入封

黒田孝高の法令三力条 黒田孝高は、まず馬ヶ岳城へ入城したが、やがて、下毛郡の中津川河口に中津城を築いて移

る城郭を考えてのことであろう。

黒田孝高は、天正十二年（一五八四）七月には、播州揖東郡内に一万石、宍粟郡一職（一二三万石）を与えら

れていたから、豊前において一二万五〇〇〇石（入封後の検地高）の大名に出世したのである。入封した黒田孝高が最初に出した法令が次の三カ条であったという。宇佐郡の時枝鎮継の城で発したといふ。

定

一、主人・親・夫に背く者、罪科に行うべき事

一、殺人、或いは、盜人・強盗をなし、又その企て仕る者あらば罪科に行うべき事

一、隠田・畠ちがへ等仕る者、同前の事

右の品々これ有る者、たとひ親類又は同類たりといふとも、ひそかに申し出るべし、その儀、實たらば、人しらざる様に一かどほうび遣すべきの事

天正十五年七月 日

この法令を見ると、一、二条は道徳と治安に関する最も基本的な事柄を示したものであり、第三条は検地に関するもので、入封早々検地を実施することを明らかにしている。

国人の処遇

黒田孝高が知行宛行状を得た同じ日、宇佐郡の国人で宇佐三家の一つといわれた時枝武蔵守鎮継は、秀吉から一〇〇〇石を与えられたが、黒田孝高の知行地六郡の内から「検地の上」をもつて与えられ、鎮継は、黒田氏の寄騎として、家臣團に組み込まれた。黒田氏西下後、直ちに投降した広津・宮成らの豊前の国人たちも、このような形で知行を与えられ、本貫の地から引き離されて、黒田氏の与力となり、城下に屋敷地を割り与えられていったと思われる。これを肯んじなかつた人々は牢人とな

るか、農民となるか二者択一を迫られたのである。

第三節 宇都宮鎮房の挙兵

肥後の国一揆

天正十五年（一五八七）九月、肥後において大規模な国人一揆が起こつた。秀吉はこれを重大に考えた。放置すれば一揆が九州全域に波及し、秀吉が再度九州へ下向しなければならないような事態が生ずると考えたのである。十月二十一日、秀吉は諸方面へ佐々成政の失政を強調する書状を発し、秀吉の吏僚たちに警鐘を鳴らした。その内容は、

佐々成政へ肥後一国を預けていたが、国人たちへ所領安堵の朱印を与えていたのに、成政は領地を渡さなかつた。百姓たちへも、生活できるよう配慮すべきところ、来年行えと言つた検地を强行し、さらに新たな課役などを懸けたので、一揆を起こさせてしまつた。秀吉は唐・南蛮までも出かけるつもりだから、九州の事は五畿内同然に治めなければならないので、毛利輝元をはじめ、中国衆を直ちに派遣する。それで鎮まらないときは、弟の大和大納言秀長や養子の秀次、宇喜多秀家、さらに四国の者を送るつもりでいる。

というもので、九州に配置された大名も、肥後へ向けて出張した。黒田孝高も兵を率いて久留米まで出勤していた。